

島津領太閤検地における「山畑」と焼畑

米家 泰作

1. はじめに

先に筆者（米家 2003）は、近世初期の太閤検地と焼畑との関わりを整理し、焼畑を含意していた中世的な地目「山畑」が、太閤検地においても受け継がれたと指摘した。ただしそれは、全国一律に焼畑が検地対象として確立したというよりは、中世末までの「先斗代」に配慮するという指針の下、それぞれの地域での焼畑の支配をめぐる歴史的経緯に左右される面が強かったと考えられる。そのなかで、薩摩・大隅両国と日向国の一部からなる島津領では、石田三成・細川幽斎の指揮の下、天正 18 年（1590）より指出検地が進められ、検地関連史料に「山畑」が記された。また文禄 3 年（1594）の「島津氏分国検地斗代注文」では、上中下の位付けをもつ「畠」とは別に、「山畑」の斗代がいったん定められた。「畠」に対して焼畑に「畑」を宛てるといふ用字の遣い分けは（伊藤 1996）、島津領の「山畑」が焼畑であったことを示唆している。こうした点から、筆者は島津領の太閤検地における山畑と焼畑に関心を抱いていたが、これまで検討を深めることができなかった。そこで今回、かつて島津領の拠点であった鹿児島市を訪問した機会に、既存研究や関連史料を再検討し、若干の考察を加えることにしたい。

2. 鹿児島県／薩隅両国の焼畑

かつて鹿児島県では、コバやアラキ（アラチバテ）と呼ばれる焼畑が広く行われた。民俗学の村田 熙（1975：53-58）は、共有地で雑穀（アワ・ソバ）やノイネ（陸稲）、カライモ（サツマイモ）を 5 年程度耕作し、休閑期には松林や竹林となる焼畑の例を挙げ、カライモが普及する以前は、雑穀やサトイモの焼畑が重要な役割を果たしていたと推測した。休閑期の再生力が強い竹林での焼畑は、鹿児島県を含む南九州の焼畑の特色だという指摘もある。（川野 2007）。昭和 25 年（1950）の農業センサスを分析した佐々木高明によれば、九州中部・北部に比較して鹿児島県域の焼畑面積・農家率は低いものの、薩摩半島・大隅半島・屋久島・種子島を中心として、焼畑の広がりが認められる（佐々木 1972：43-49）。

しかしながら、鹿児島県下の焼畑が、歴史的にどのように展開してきたのかは、これまで必ずしも十分に検証されていない。歴史地理学においては、桐野利彦（1988）が近世島津藩における耕地開発を論じているが、焼畑は全く論点とされていない。一方、吉田敏弘（1983）は、中世薩摩国の^{いりきいん}入来院（現薩摩川内市）を事例として、山野の粗放な畠作が中世南九州の村落の基盤であったと推測し、稲作を軸とする村落とは別に、焼畑を含め畑作に依った中世村落が広範に存在した可能性を指摘した。また溝口常俊（2002：298-323）は、近世から近

代にかけての屋久島で、集落近隣に開かれた広大な「山畑」や「切替畑」、すなわち焼畑が農業の中心であり、漁業とともに生業を中心であったと論じている。

こうした指摘を踏まえるならば、古代史の中村明蔵（1981）の検討は、今なお参照する意義があるだろう。中村は、古代の薩隅両国の経済基盤が焼畑にあったと推測しつつも、史料の制約から歴史的な検討が困難だとし、主に近代の統計値を検討している。それによれば、明治23年（1890）の『鹿児島県農事調査』は、鹿児島県全体の「切替畑」面積を5万7713町余としており、田畑全体の2割強を占めていた。この面積は、昭和11年（1936）の山林局の焼畑調査が捉えた2763町や、昭和25年（1950）の世界農業センサスが示す439町弱と比較して、かなり大きな数値だといえる。中村はさらに古い数値として、明治14年（1881）の地租改正時の耕地面積を紹介しているので、図1にその分布を示した。資料は旧大隅国

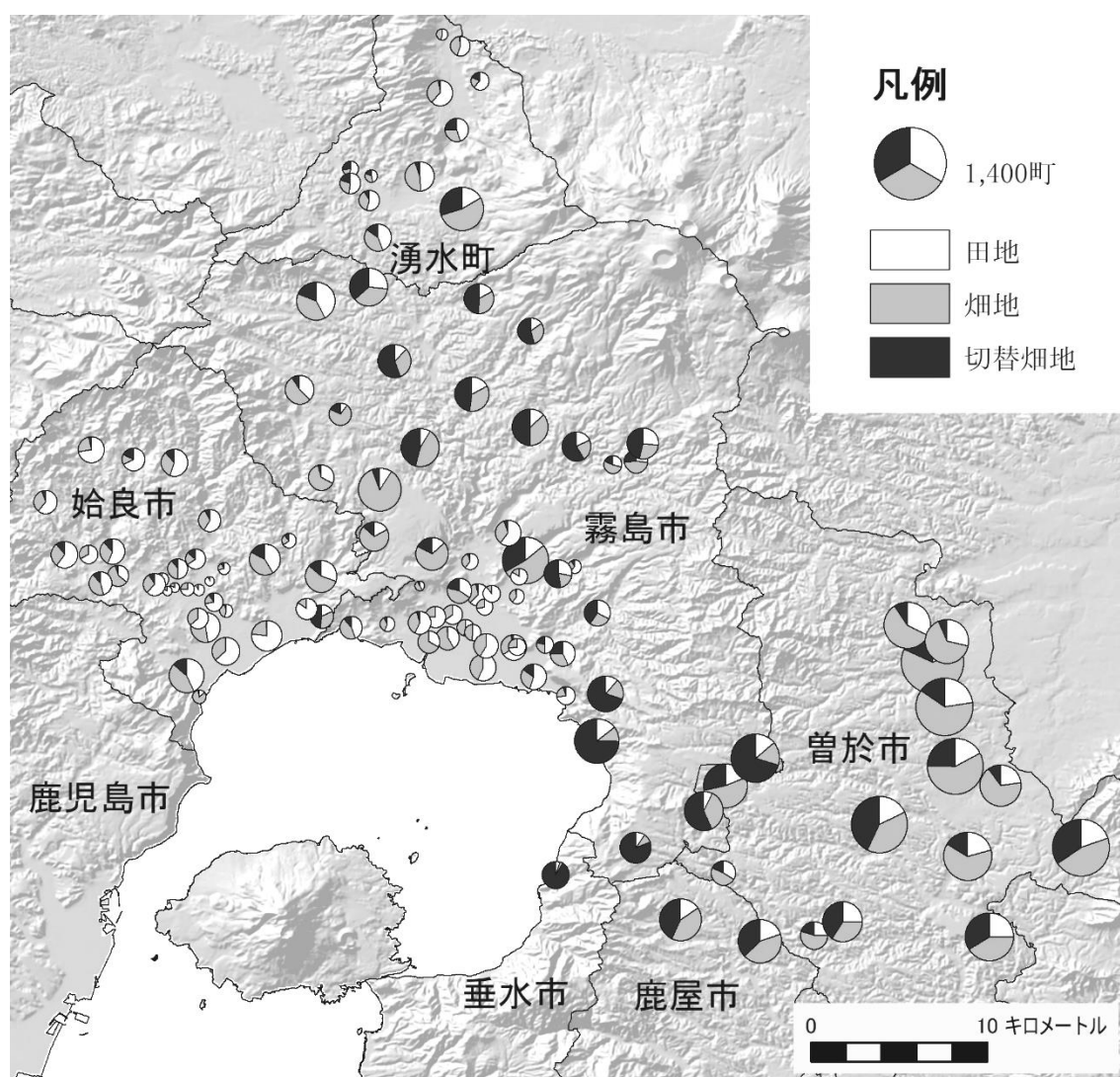


図1 始良・桑原・贈嶺郡の村別耕地面積（1881年）

『桑原贈嶺郡郡役所管内一覧』（中村1981：5-10）による。市域や海岸線は現在のものであり、ベースマップはEsriジャパンのArcGISデータコレクション2014（公共地図）を用いた。

の北部3郡の範囲に限られているが、霧島火山群（霧島市北東）の山腹・山麓から大隅半島にかけての山間部で、「切替畑」の面積比がかなり高い村々が分布していたことが確認できる。

こうした数値は、かつて薩隅両国で相当の焼畑が営まれていたことを考えさせてくれるが、中村によれば、近世以前に遡って検討するには史料の制約が大きいという。近世薩摩藩において焼畑は、本田畑に相当する「門地」や「浮免」ではなく、「大山野」で営まれたとみられる。「大山野」はその名の通り山野であり、百姓の入会が許されたもので、耕作と植林を交互に繰り返す切替畑（焼畑）の慣行があった。そのため、本田畑に関わる史料には焼畑が現れることがなく、その具体的な実態が把握しにくいという。ただし一方で、本田畑に該当する耕地のうちに「山畑」が散見される例があることに中村は注意を払い、これが焼畑である可能性にも言及している。しかし、「山畑」は検地によって土地が固定されること、また「柵木」（ハゼノキ）が栽培される例があることから、中村は焼畑ではなかったと結論づけている。

以上にみた中村の研究からは、近世の薩隅両国でおそらく焼畑が広く営まれていたものの、それが薩摩藩の土地制度上、史料に表れにくい性格をもっていたといえる。ただし、はじめに触れたように、島津領も対象となった近世初期の太閤検地で、「山畑」がはっきりと記録されていたことは無視できず、これに関して中村は論及していない。以下では、この「山畑」の性格を探るべく、太閤検地に関わる史料をもとに、若干の検討を行う。

3. 太閤検地における「山畑」

島津領で実施された太閤検地に関わって、松下（1984：212-232）が論じたように、天正20年（1592）から文禄3年（1594）にかけて、領知目録や坪付の写本が34点知られてい

表1 領知目録・坪付にみる田・畠・山畑の面積

	田方	畠方	山畑	合計	典拠
福昌寺領	52.73.02	9.00.05	34.08.00	95.87.02	旧記雑録後編2, p.602-603
泰平寺領	6.88.03	1.50.00	1.52.00	9.90.03	旧記雑録後編2, p.603
広済寺領	5.00.00	4.00.00	15.00.00	24.00.00	旧記雑録後編2, p.604
般若寺領	6.50.00	0.60.00	0.90.00	8.00.00	旧記雑録後編2, p.605
山川正龍寺領	1.63.28	0.84.19	2.96.11	5.44.28	旧記雑録後編2, p.617-618
隅州蒲生之内	0.22.00	0	0.12.00	0.34.00	旧記雑録後編2, p.619
薩州河辺之内	記載略	記載略	記載略	12.59.11	旧記雑録後編2, p.620
東郷助左衛門	2.07.07	0.31.11	0	2.12.01	旧記雑録後編2, p.666-667
薩州隈城之内	3.07.00	2.68.23	畠に含む	3.91.00	旧記雑録後編2, p.668-669

面積の単位は、町・反・畝・歩。斜体字は、史料に明記されていないが、各地筆の面積を合計した数値である。『旧記雑録後編』は、鹿児島県維新史料編さん所（1982）を用いた。

る。このうち地目として「山畑」が明記された9点を表1に整理した。この9点を通じて、「畠」と「畑」は遣い分けられており、その点からみる限り、「山畑」が焼畑を合意していた可能性が高い。このうち、最初の5点は寺領の目録であり、田方・畠方・山畑それぞれの合計値を明記しているのが特徴である。福昌寺領の例を次に示しておく。

福昌寺領目録

一田方五拾貳町七段三畝二歩
 分米五百廿七石三斗六合六才
 一畠方九町五歩 大豆四拾五石二斗五舂
 一山畑卅四町八狭 大豆六拾石九斗六舂
 田畠山畑合九拾五町八段七狭二歩
 右分米大豆六百三拾四石八斗六舂
 町田出羽守
 天正廿年九月三日 久倍（花押）

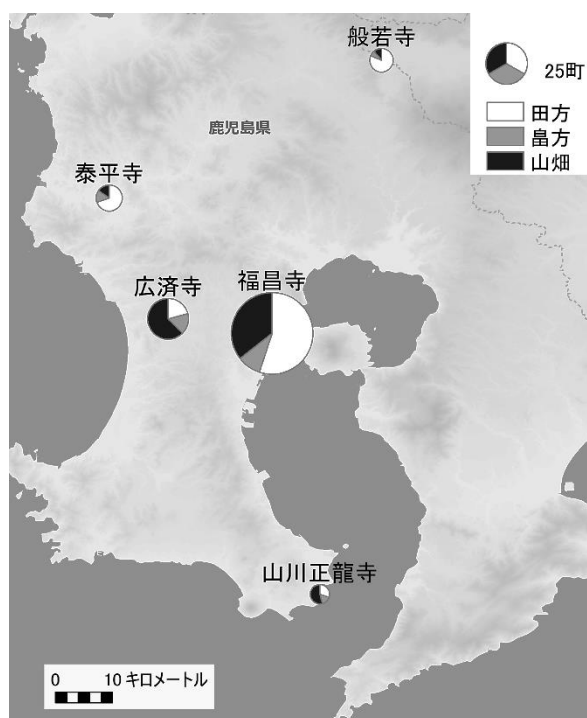


図2 山畑を寺領に含む寺院（1592年）

ベースマップは Esri ジャパンの ArcGIS データコレクション 2014（公共地図）を用いた。

福昌寺は応永元年（1394）の開山で、島津家の菩提寺として尊崇を集めた寺院であり、寺院跡が鹿児島市街地の北部に残っている。上の目録に100町近くの土地が記されているのも、こうした寺院の性格が背景にあると考えられるが、そのおよそ3分の1の30町余が「山畑」であり、大豆60石余と評価されているのは注目すべきことだろう。こうした寺領が当該寺院の近隣にあったかどうかは判らないが、図2にそれぞれの寺院の位置と寺領面積を示した。このうち、広済寺や山川正龍寺では山畑面積が過半を超えており、斗代は低かったものの¹、耕地として無視できない存在であったことが窺える。

一方、寺領以外の史料からは、山畑の曖昧な位置づけも窺える。東郷助左衛門に宛てられた坪付や薩州隈城之内領知目録では、末尾に「田畠山畑合」や「惣合畠山畑田」と合計値が記されているものの、列記された地筆には「山畑」がない。代わりに前者では「畠方」のうちに「野畑」と肩書きされた一筆があり、後者も同様に「畠方」の内に「山畑」と肩書きされた地筆や「此内山畑二反」と但し書きされた地筆がある。また、地目として「山畑」を明記していないものの、文禄2年（1593）薩州諸所領知目録（鹿児島県維新史料編さん所 1982:

¹ 5点の寺領目録が記す分米から斗代（1反あたりの石高）を算出すれば、田方は10斗、畠方は5斗、山畑2斗となる。上記の福昌寺領では山畑の計算が合わないが、面積が30町4反8畝の誤写だとすれば符合する。

701-703)の「畠方」には、「山畑」と肩書きされた地筆が含まれる。同様に、翌文禄3年(1594)に改めて東郷助左衛門に宛てられた坪付の「畠方」地筆には、「野畑」の肩書きがある(同:765-766)。「山畑」や「野畑」などの「畑」を、「畠」と明確に区分せずに、畠方の範疇に含めながら、しかし等級の低い耕地として処理する意図が窺えよう。

その背景として、前稿(米家2003)でも触れたように、文禄3年(1594)7月に「島津氏分国検地斗代注文案」と「島津殿分国御検地斗代之事」(豊臣秀吉朱印状案)において、続けざまに村位別の斗代が2種類提示され、前者に含まれていた「山畑」地目が、後者では削除されるに至ったことに注目しておきたい(佐藤1970)。前者では「山畑」の斗代が、上の在所1斗、中の在所0.7斗、下の在所0.4斗とされていた。対して後者では、畠の斗代が全体的に引き上げられ、最も低い畠斗代が0.6斗(下の在所下畠)から3斗(下々ノ村下畠)となり、その代償のように「山畑」地目が削除されたことになる。

この地目と斗代の変更は、薩摩藩では焼畑が本田畑として扱われず、「大山野」に含められていたという前述の中村の指摘と整合的である。島津領の太閤検地において、その最初期に焼畑は「山畑」として扱われたものの、畠との区別が曖昧となり、畠方に含める傾向が生じた一方で、文禄3年の「島津殿分国御検地斗代之事」において、検地対象からは外れたといえる。以後の検地関連史料で中村が触れたように「山畑」が記されたケースは、初期に畠方として処理された焼畑地筆が、形式的に継承されたものではなろうか。

次章では以上の推測についてさらに検討を深めるべく、寺領目録のなかで地筆を列記した山川正龍寺領に注目し、「山畑」の立地に注意しながらその特徴を捉えることにしよう。

4. 山川正龍寺領の「山畑」

山川正龍寺領目録(鹿児島県維新史料編さん所1982:617-618)には、他の寺領目録とは異なり、わずか13筆ながら地筆が列挙され、その所在を示す小地名も付されている。表2はその内容を整理したものであり、『山川町史』の「山川町字地図」(山川町2000:付図)が示す旧小字と対照した。また、比定しえた小字を図3に示した。

山川正龍寺が位置していた山川港は、図3からも読みとれるように、山指宿火山群の火口地形にできた山川湾に成立した港である(山川町2000:25-30)。湾の南と西は、高低

表2 山川正龍寺領目録に記載された地筆

寺領目録			位置比定案
浮免	26.20	東之俣	東ノ俣
	23.05	小田	
	73.00	長田	西ノ俣
	36.28	西之俣	
	4.05	ひや水か坂	
	以上 1.63.28		冷水迫
畠方	43.20	厚	(原)
	40.29	厚	(原)
	以上 84.19		
山畑	57.08	山の上	山ノ上
	38.09	同所	
	16.24	山之畑	立平
	1.25.20	立平	
	26.20	前平	前平
	31.20	同所	
	以上 2.96.11		

面積の単位は、町、反畝、歩。

差 80m に及ぶ火口丘の急崖が取り囲む一方、東には平坦な砂州が形成され、港町の町並みが広がっている。薩摩半島の南東端に位置する山川港は、西南諸島や東シナ海への航路の起点となる位置にあり、古くから栄えていたと考えられ、正龍寺は明徳元年（1390）の開山と伝える。

さて、寺領目録の地筆冒頭の「浮免」からの 5 筆は田方と解され、小字が判断する限り、正龍寺からみて西南に広がる台地上に点在する水田を記したものと考えられる。台地上は明治期の地形図においては、ほとんど畑地となっているが、南方に開析する小さな谷にそって水田があった。太閤検地の時点においても、台地上の小流に沿って水田が開かれていたと推測される。

畠方に関しては、小地名「厚」に該当する小字が見いだせないが、「原」の誤写であるとすれば、砂州の東南に比定できる。

一方、山畑はちょうど火口丘に当たる小字に比定される（写真 1・2 参照）。正龍寺からは近い位置にありながらも、傾斜のある土地に、3 町近くの山畑が開かれていたことが判る。こうした土地に開かれた畑が、焼畑的な性格をもっていたことは、幾つかの点から推測できる。

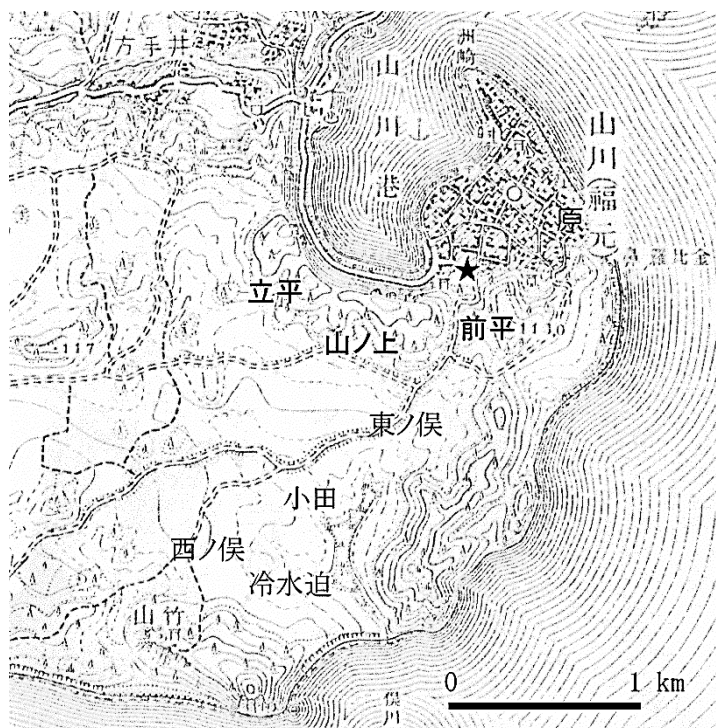


図 3 山川正龍寺領の地筆に比定される小字

★は正龍寺跡を示す。小字の明朝体は田方、丸ゴシック体は畠方、ゴシック体は山畑を示す。ベースマップは明治 35 年（1902）測図・明治 45 年（1912）補刻 5 万分の 1 地形図「開聞岳」。



写真 1 山川港からあげた火口丘（山ノ上付近）

筆者撮影。



写真 2 内陸側からみた火口丘（山ノ上付近）

筆者撮影。

『山川町史』によれば、この地域では20世紀中頃まで「アラゲ」と呼ばれる休閑をとまなう農法が残っていた。アラゲは山地の植生を伐採し、これを焼却するか、鋤を用いて地中に埋め込んでから、5～6年程度作付けするもので、休閑期には松を植林し、あるいは放置して茅場にしたという（山川町 2000：932-934）。必ずしも焼却を伴うものではないが、実態は切替畑あるいは焼畑といってよい。

もう一つ興味深い史料として、1546年に山川港に滞在したポルトガルの商人、ジョルジェ・アルヴァレスが、フランシスコ・ザビエルのためにまとめた記録がある。岸野の邦訳によれば（岸野 1989：60-72）、アルヴァレスは内陸部で「耕作され、種がまかれた山々を見た」。また畑作に関して、「人はすべて鋤で耕し、土地を一年間休耕させる」と記している。この観察は、焼畑の存在を明示しているわけではないが、山川港周辺の山々に畑地が広がっていたこと、またそれが必ずしも集約的に耕作されていたわけではなく、休閑を伴うものであったことを暗示している。

以上の諸点から小稿では、山川正龍寺領目録に記された「山畑」が、切替畑あるいは焼畑的な性格をもった畑地であった可能性は、決して小さくなく考えておきたい。畠と畑の用字の区別は、それだけで「山畑」が焼畑であったことを示唆しているが、「山畑」が傾斜地に広がっていたこと、また太閤検地から約半世紀前にも山地に開かれた畑が観察されていること、また近代まで林野に畑を開き、休閑する慣行があったことが、その傍証である。この推測は、島津領の太閤検地における「山畑」を考える上で、またその後の薩摩藩における「山畑」について検討する上で、重要な材料になるだろう。

5. おわりに

小稿では、島津領の太閤検地における焼畑の位置づけへの関心から、鹿児島県／薩隅両国で営まれていた焼畑について概観した上で、太閤検地関連史料にみられる「山畑」の特徴について検討した。その際、近代初頭まで焼畑が広範に分布していたことを改めて確認するとともに、「山畑」を記載した検地関連史料のなかでも山川正龍寺領目録に詳しく検討した。その結果、島津領太閤検地の「山畑」が焼畑的な性格をもっていた可能性は小さくないと判断された。

こうした推測を前提として、3章で触れた文禄3年（1594）「島津殿分国御検地斗代之事」（豊臣秀吉朱印状案）において、地目としての「山畑」が削除されたことについて、再度論及しておきたい。この削除に先行する太閤検地の寺領目録において、「山畑」が記録されていた事実は、当初島津領では焼畑が検地対象として想定されていたことを物語っており、中世末まで山畑が領主の支配の範囲下にあったことを反映したものだと思われる。しかしながら、島津領においては、太閤検地が進展するなかで、全体的に斗代を引き上げる操作が為された際に、高い斗代の設定が困難な焼畑に関しては、地目としては除外されるに至った。かくして、焼畑そのものは「大山野」の範疇に位置づけられていくことになるが、太閤検地の最初期に「山畑」として検地された土地の一部は、後の時期にも形式的に継承された可能

性がある。

このように捉えるならば、島津領の太閤検地は、検地対象となる耕地から焼畑を除外するという判断を行った太閤検地の例として、位置づけられる。筆者の前稿では（米家 2003）では、中世的な地目「山畑」が近世の土地制度に継承されたことに注意を払ったが、小稿が提示したのは、継承されようとしつつも除外されたケースということになる。焼畑に対する支配が中世から近世へと受け継がれたケースや、そもそも明確な支配がなく近世においてもしくは同様であったケース、あるいは近世に入ってから焼畑検地が導入されたケースに対して、島津領はそのいずれでもない第四のケースだといえることができる。太閤検地における焼畑の処遇を考える上で、非常に興味深い事例として、今後のさらなる検討が望まれる。

文献

- 伊藤寿和（1996）. 平安・鎌倉時代の「山畑（焼畑）」に関する歴史地理学的研究. 日本女子大学紀要文学部, **45**, 79-95.
- 鹿児島県維新史料編さん所 編（1982）『鹿児島県史料 旧記雑録後編 2』鹿児島県.
- 川野和昭（2011）. 南九州とラオス北部の竹の焼畑—森の再生と持続可能な農耕—. 原田信男・鞍田崇編『焼畑の環境学』思文閣出版, 385-403.
- 岸野 久（1989）. 『西欧人の日本発見—ザビエル来日前日本情報の研究—』吉川弘文館
- 桐野利彦（1988）. 『鹿児島県の歴史地理学的研究』徳田屋書店.
- 米家泰作（2003）. 太閤検地における山畑と焼畑について. 愛知県立大学文学部論集日本文学科学篇, **5**, 17-61.
- 佐々木高明（1972）『日本の焼畑—その地域的比較研究—』古今書院.
- 佐藤満洋（1970）. 太閤検地における村位別石盛り制の研究（1）. 大分県地方史, **58**, 12-39.
- 中村明蔵（1981）. 大隅・薩摩の農耕をめぐる一つの問題—焼畑経営の軌跡を追って—. 鹿児島史学, **28**, 1-32.
- 松下史朗（1984）. 『幕藩制社会と石高制』塙書房
- 溝口常俊（2002）. 『日本近世・近代の畑作地域史研究』名古屋大学出版会.
- 村田 熙（1975）. 『日本の民俗 鹿児島』第一法規出版.
- 山川町 編（2000）. 『山川町史 増補版』山川町
- 吉田敏弘（1983）. 中世村落の構造とその変容過程—「小村＝散居型村落」論の歴史地理学的再検討—. 史林, **66(3)**, 80-146.